松屋外集

六

835
26
4

国立国会図書館　　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4

ガラス使用

松屋外集巻之十六

目録

第一　多賀城碑
第二　鐙(アブミ)の紋の上方(カミ)より三階菱(サンガイビシ)を付る事
第三　笏(シャク)考
手板(シュバン)
一位(イチヰ)の木笏(キノシャク)　檪(イチヒ)
笏の始　光笏(ひかりシャク)
第四疊(タヽミ)考　笏の寸法
八重疊(ヤヘタヽミ)　塗笏(ヌリシャク)のさま
御座(ミマシ)
席(ムシロ)
安席(ヤスムシロ)

大正
10.3.22
謄寫

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4

ガラス使用

上席　海驢
菅疊　皮疊
薦疊　菰
疊の寸尺　長帖
半帖　厚帖
疊の上下の事
第五白河関
第六須磨関
多々美の名義
絶疊　蘭席
菰首　真薦
短帖　狭帖
薄帖　疊縁
疊表

大正
10.3.22
購買

松屋外集巻之十六

華頂殿侍倭學士平小山田與清稿

第一多賀城碑

日本總國風土記筺百六卷、陸奥國、宮城郡、部ま、坪浦ガ在リ、松山之右ニ出ス温湯坪ノ門ニ有リ、鴻之池ニ今廢為リ故鎮守府碑、恵美朝獦立ツ之ヲ見雲、真人清書也、記ニ異域本邦之行程ヲ令旅人ヲ不為迷ヒ遠ニ云ヽ

按一本朝獦ヲ押勝ま作ル、真人ヲ道人ヽ作ル、總國風土記ま、寛永以後の僞書ナレ、信用ニ足ラず、坪浦と云ふ地名、未松山の辺ま

あるをなく見雲真人といへる名、姓氏録の所見なし多賀城碑と坪碑とをりちがへて書たるなどいつもの笑ひたへぬ物ぞかし

○安藤為章が年山紀聞一の巻十四ノ左ニ壺碑奥州宮城郡市川村にあり佐々木三郎宗淳先年西山公の命をかうぶりて一覧のゝちかの所にありてかきうつしをうしなひぬ今如斯高六尺三寸横三尺一寸厚一尺

去レ京一千五百里

去レ蝦夷國一百廿里

去レ常陸國一四百十二里

去レ下野國一二百七十四里

去レ靺鞨國一三千里

此城神龜元年歳次甲子按察使兼鎮守將軍從四位上勲四等大野朝臣東人之所置也天平寶字六年歳次壬寅參議東海東山節度使從四位上仁部省卿兼按察使鎮守將軍藤原惠美朝臣朝獦修造也

天平寶字六年十二月一日

按るに大野東人ハ紀職大夫果安の子なり天

平十四年十一月辛巳朝獦を惠美押勝が三男を
王寶字八年九月十八日誅せらるゝ天平宝字
八孝謙天皇の年号六年八廃帝即位乃四年なり
靺鞨國ハ舊唐書北狄傳ニ見えたり在京師東北
六十餘里東至於海西接突厥南畏高麗北鄰室韋
とあり多ク粛慎の地なりとぞ又按續日
本紀天平勝寶六年の下ニ太宰府ニ勅して國乃
行程竝碑ニ記セしむといふ事なり壺の碑ハ
の類なるべし
按此も壺碑と多賀城碑とを辨別せざる説な

りまた碑額ニ西の字あるをいふなり
○源義和が奥羽觀迹聞老志六の巻宮城郡部上ニ
多賀城或ハ曰未詳高森ト多賀国府ト相同ジ且ツ高多賀
訓同ジ国府謂ル其總名森ハ指ス其ノ地ノ實ハ同ジ処ノ也在
市川村南往昔有城壘古跡上有多賀神祠前代
古瓦遺礎往々有之好事者取斯地及木下古瓦
以為之硯堅剛細密足書房具矣瓦上有紋理表若
鑿跡裏似細布也城壘年暦詳ニ壺碑上續日本紀曰
聖武帝天平九年四月代午陸奥持節大使藤原朝
臣麻呂等言以去二月十九日與鎮守將軍大野朝
臣東人到陸奥國多賀柵

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

又曰麻呂等師三百四十五人鎮多賀柵
又曰同月二十五日將軍東人從多賀柵發
又曰四月一日東人到出羽國大室駅入賊地且開
道而行但賊地雪深馬蒭難得東奥深雪至裏
同月十一日東人廻至多賀柵自導新開通道捴一
百六十里或刋石伐樹或填澗疏亭從賀美郡至出
羽國最上玉野八十里雖捴是山野形勢嶮岨而人
馬往還無大艱難從玉野至賊地

又孝謙帝天平寶字四年春二月丙寅陸奥國調庸
者多賀以北郡令輸黄金其法正丁四人一両以南
諸郡依旧輸古之稅法大隈於是亦可視

又光仁帝宝亀十一年三月丁亥上治郡伊治公砦
麻呂反率徒殺按察使紀朝臣廣純於伊治城獨以
大伴宿祢真綱開圍一角而出獲退多賀城

同年七月甲申勅曰為討逆虜調發坂東軍士限来
九月五日並赴集陸奥國多賀城其所領軍粮宜申
官送兵

同年九月己未勅将軍等賊被欺致此逗留次今月
不入賊地宜居多賀玉造等城能加防禦益練術
又桓武帝延暦四年四月辛未陸奥按察使鎮守将

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

軍大伴家持等言權置多賀階上二郡
同七年三月庚戌軍粮三万千餘斛仰下陸奥國運
収多賀城又糒二万三千餘斛並塩仰東海東山北
陸等國限七月以前轉運陸奥國並為来年征蝦夷
也
同月辛亥下勅曰調發東海東山坂東諸國歩騎五
万二千八百餘人限来三月會陸奥國多賀其點兵
者先尽前般入軍経戦叙勲者及常陸國神賤然後
簡點餘人堪弓馬者同月乙丑以多治比濱成紀真
人佐伯葛城入間廣成並為征東副使以紀古佐美
為征東大使是乃欲攻謄澤城也事見伊沢下
同八年三月辛亥諸國之軍兵於陸奥多賀城分道
入賊地
後鳥羽帝文治五年秋八月十二日頼朝自栗田郡
舩迫至多賀國府居三日先是言多賀者称柵編本
来以城而言東人所築而称多賀古城者則市川古碑之後鳥羽以来以国府者則岩切河北地千府ノ池上地也攻此可弁其地
同年十月朔頼朝従平泉至多賀国府因賞吏稿民
同六年正月泰衡家臣大河次郎兼任欲踰出羽大
関山而赴多賀國府到于鎌倉

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

宗久紀行ヨリ云ヒ多賀の國府よりも
そのすこし南の方をいふなるべし
の杉山うたまりて
稱多賀國府地今市以北岩切山陰古舘是也本号
高森後迁市川多賀城于此尓来呼高森而曰多賀
城呼治府而曰多賀國府
一説曰文治六年三月十五日頼朝令伊沢左近将
監家景主當國来居宮城郡高森仍家景以高森称
氏焉時俗又謂之留主殿者居舘雖在高森其任以
主多賀城也拠此説則文治中似呼高森也頼朝次
軍之地今之市川多賀城也是乃往昔之治府仍称
國府者不可疑
按右引續日本紀吾妻鏡などの文要を
とりて本文のごとくいへるにあらず
又云壷碑在市川村中多賀城趾云々

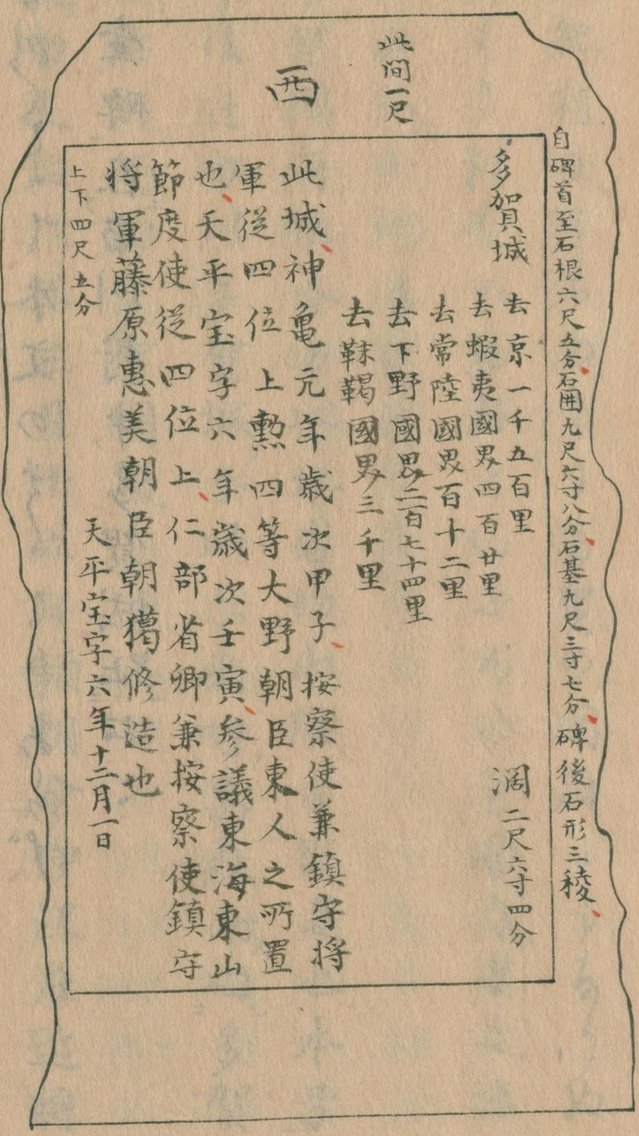

按神龜元年甲子廼丁聖武帝元年天平宝字六年
壬寅丁廢帝四年

又續日本紀大野東人聖武帝神龜元年為按察使
陸奥守鎮守將軍授從四位上勲四等天平十一年
四月壬午為民部卿兼春宮大夫
藤原惠美朝臣朝獦孝德帝天平宝字四年正月癸
未為陸奥按察使兼鎮守將軍授正五位下同月丙
寅授從四位下同五年十月為仁部卿陸奥出
羽按察使如故同六年十一月丁酉為東海東山節
度使十二月己巳為參議云々

按義和の觀迹聞老志の說けん壺多賀混誤也
まぬかれず

○高野真重が和歌名所追考百八の巻、陸奥宮城郡部に此石ぶみ仙臺より二里許東市川村といふ少し東の岡の上に石碑立あり、西向なり、此辺上古城の跡にて、大石ども取ちらして殘りなり、國の府中之国府の池として今は田地の名なども和名抄郷名の内に多賀あり、則駅路寛文九酉年中秋二予東國一見に松島の月の比後必めぐりて文字はぶらうあらざりしに石碑の面苔むして文字も黒をあらひ文字も黒をしら波同行の人ともおの〳〵石面をあらひ文字も黒をしらバあきらかに成て見を写しめ右、冬窠壷の石ぶみよりよろしきも是なるべし、壷之古ハ城内の壷の事庭などの名なるべし、禁庭乃桐壷梅壷藤壷の類之いしぶみハ石碑をさまあれを之多賀國府別府町の後少し陽り古城山見ゆる也此所是式高森と云芝ハ多賀城を移せし国府と云伝へ別府を多賀之畑と成し歟

按ずるに壷と多賀城といひつたへし説なり、

○伊藤長胤が盡籟録四の巻雑載篇に壷碑高六尺五寸、濶三尺一寸、四方内縦三尺八寸五分、横二尺六寸、碑背類二長鼈一

碑面圖畧之

此碑在奥州宮城郡市川村北岡上世有多賀城此其古墟有摹本行于世予亦打一本藉為一幅按大野東人紀職大夫直廣肆果安之子神龜三年從征夷著戰功天平三年為陸奥按察使兼鎮守將軍勲四等授從四位下後累官參議大養徳守征西將軍至從三位十四年薨藤原朝獵者大師惠美押勝之子天平宝字四年為陸奥国按察使兼鎮守將軍授從四位下五年為仁部卿陸奥出羽按察使如故六年十一月為東海東山節度使十二月為參議履歴皆詳于國乘此碑成于天平宝字六年故東人置位皆從後所授也僧顯昭袖中抄曰壷碑者田村將軍東征之日以弓弭畫之最為謬傳或云此碑所在今距下野州界以今里程計之為三十一里二十五町餘碑中二百字或三百之記亦亡矣

○伊藤長胤の輶軒小録第一則に壷碑之事中華ニテ金石ノ究メテ古キハ周ノ鼎河ニ沈ミ秦ノ璽東

ニ没シ、石鼓ノ文、嶧山ノ碑、后世ワツカ其文字彷
彿ヲウツシウタフ、本朝ニテ碑碣ノ究メテ古キ
ハ、奥州壺ノ碑ニシクハナシ、昔頼朝公ノ和歌ニ
詠セラレシニ因テ、人ミ記臆スルナリ、其時ヨリ
モ世ニ故事ト成テ、古今ノ間ニ名高キコト、其碑
自然石ニテ其背ハ馬鬣ノ如シ、高サ六尺五寸、濶
サ三尺一寸、其中ニ界アリ、ソノ竪ハ三尺八寸五
分、横二尺六寸、奥刕宮城郡市川村ノ北岡ニアリ、
上代ニ多賀城ト云、城地ノ旧跡也、其時ノシルシ
也、筆者何人タルコヲ知ズ、近世陸奥ノ風土記ト
云物出テ、三雲真人ト云人ノ筆迹也ト、水戸ノ儒
官ノ考アリ、前時国主ヨリ儒官ヲ遣シテ写サル
ニ依テ、今ハ世上ニ打写本等多シ、僧顕昭ノ説
ニ、壺ノ碑ト云ハ、昔シ田村将軍東征シ、自弓ノ弭
ヲ以テコレヲ畫スト云謬傳ニ、或ハ云、此ハ表ノ
文ニアラズ、碑ノ背ニ書玉フトイヘリイカヾ
大野東人ト云ハ、紀職大夫真廣肆果安ガ子ニメ、
神亀三年征夷ニ従ヒテ戦功ヲ著シ、従四位勲四
等ヲ授ラル、天平三年ニ陸奥ノ按察使トナリ、鎮
守将軍ヲ兼、後官ヲ累テ、参議大養徳守征西将軍

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

トナリ、従三位ニ至ル、十四年ニ薨シ玉フ此碑神
亀元年ニ按察鎮守従四位ノ官ヲ書スハ、碑ヲ立
ル時ニアトヨリ書タルニ依テ、相違有ト見エタ
リ、

藤原朝獦ト云ハ、孝謙ノ寵臣、大師恵美朝臣押勝
ノ子也、天平宝字四年ニ、陸奥國按察使トナル、鎮
守将軍ヲ兼、後四位ヲ授ル、五年ニ仁部卿トナル、
今ノ民部卿ニ、六年十一月東海東山節度使トナ
リ、十二月ニ参議トナリ、其歴官ノ次第、續日本紀
ニ詳ニ、碑ニ記ス処ト相違ナシ、頼朝公ノ和歌新

古今雑下ニアリ、云ニ、

○桃青ガ奥細道（十九丁左）ニ、壺碑市川村多賀城ニ有ツ
ヾの石ぶみハ、高サ六尺餘、横三尺斗、苔ヲ穿テ
文字幽也、四圍國界之数里ヲ見ル、此城神亀元
年、按察使鎮守将軍大野朝臣東人之所置也、天
平宝字六年、参議東海東山節度使同将軍恵美朝
臣（朝ノ字ナシ）獦修造、而十二月朔日ト有、聖武皇帝の御時ノ
事ナリ、扨ハ、ちゝはゝそはゝの歌枕ハ、多く語伝ル
といつゞヒ、山崩川落て形ハ改り、石ハ埋て
土ニかくれ、木ハ老て若木ハ生ツぎ、時移り代

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4
ガラス使用

裏して、そのうしろなる石のうへを、爰なる千歳の記念、今眼前に古人の心を悟す行脚の一徳、存命の悦び、羈旅の労をわすれて、涙も落るぞうり也、云々

本朝奇跡談三の巻（八丁左）に、陸奥國市川村多賀城の跡之、本丸の邊に、礎の跡、今おとゝ有、往古此城の大手ゝ壷の石碑を立るゝと云、天平宝字六年、恵美朝獦の作り置ける之、享保六年辛丑年迄、星霜九百八拾八年に及ぶ、是多賀城より京師及四方行程異國までの道法を記せる此碑顕然として今尚存（ある）誠に皇和無双の旧跡之、諸國よりの旅客何れも此所に尋来る由、元禄の頃、國主より雨露霜雪を凌ん為に、覆を作る（壹間四面瓦葺四方格子）此所古歌あり、云々

○多田義俊が秋夜間語四の巻（百七十三段）に、つぼの石ぶみ（踏）は、奥州鎮守府の門に有立石（タテイシ）也、諸方への道法をのせし物之、大野東人と云人、神護景雲年中に立之（ツ）、續日本紀に見えたり、其後、蝦夷朝獦と云人再興ひとし云々、伊勢貞丈が評に、踏の字を用ひしは誤えいりぶみ石文にて、碑銘の事之、壷碑を

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

じめより多賀城と題して其下は諸方の行程里数を記して次は此城神亀元年歳次甲子按察使兼鎮守将軍従四位上勲四等大野朝臣東人之所置也（天平宝字六年歳次壬寅参議東海東山節度使従四位上）仁部省卿兼按察使鎮守府将軍藤原恵美朝臣朝獦修造也天平宝字六年十二月一日とゝゑゝる

○右の文首は多賀城と題し次は此城神亀元年歳次甲子按察使兼鎮守将軍従四位上勲四等大野朝臣東人之所置也（天平宝字六年歳次壬寅参議東海東山節度使従四位上）仁部省卿兼按察使鎮守府将軍藤原恵美朝臣朝獦修造也天平宝字六年十二月一日とゝゑゝる

とあるのみ多賀城は大野東人の置し城と其後朝獦此城を修造しゝるとかの恵美朝獦此城修造乃時壺碑を立しと多賀城ゝる續日本紀聖武天皇九年夏四月より記ゝ始てゝゑゝえゝるより神護景雲と

いつゝは遠つゝ又蝦夷の字誤りゝ蝦夷ハエミシとゝむ恵美ゝあらざゞ云ゝ

○伊勢貞丈ゞ麻久奈岐世段ゝ壺ノ石文奥州ニ遊覧セシ人ノ云市川村壺ノ石文アリ土ノカタマリタル如クナル脱（モロ）キ石ニテ後（うしろ）ノ方処ゝ新ニカケタルアトアリ文字ノ彫ヤウ甚浅シトゾ此碑文打タルヲ家蔵セリ云ゝ

○橘南谿ゞ東遊記後編一ノ巻（右ノ下）ゝ名ゝ有ゝ壺の石ぶみハ奥州仙臺の東北多賀城の古跡ゝあり即仙臺より松島ゝ到ゝ道筋ゝ街道ゝ

り終り就て四拾間入り込所之南部の墨屋松井某
享保中ノ道ぢらし乃石を立テ甚明白ニ往昔蝦夷
王化ニ服せざ奥州も大半ハ其種類の有ニて
猶其上ニも折ニ襲ひ来りし頃京都より将軍至
給ひて是を鎮ぜらるゝ為ニ城鎮守将軍といひ
又ハ府を鎮守府とゝも此多賀城四達の地ニし
て其府之天平宝字六年大野東人といつる人多
賀城を修理し此石碑ニ建四方の路程を記し見
ル古物之殊ニ其字体甚古雅ニして廣澤の換鵞百

談ニも称美し亜り多賀城修理後数百年過て秀
衡鎮守府将軍たるし頃ハ平泉ニ居住して此城ハ
廃し壷碑も失て鎌倉殿の和歌ニもよみし頃
ハ名のミ残りる趣なり近世伊達政宗より三代
目吉村中将の時此辺方ゝと尋求られし今の
碑を土中より堀出きりと云頼朝の時ぶるも見る
とあるさもの残今千年の後ニも是を見ん誠ニ不
其石少しも損ぎびしく人ニ思議の事之碑の体自然石ニて文字を彫りる方
斗平ニ見がきりり高サ五六尺厚サ弐三尺量石あし

外小堂ありて是を覆ひ四方格子まいらせ人の
ミち招よ構へつゝり石少し赤ミ帯て火焼つゝる
そのやうすも思ひる此碑のまわり世上の人番
くるゝ事あまたゞくゝしくふるさだ又或人の
いひしか壷いつゝと読字なきあらず音悃まて
街中の碑を壷碑(コンひ)と云ふ爾雅の注よも出たりと
云ひつゞあらん又東の壷碑とゝもものあり是
ハ此多賀城より八七八十里東北の方南部の野
辺地の近在よ壷村とゝひ山あり其村よ壷山と
ゝひ山有りて此山よ石碑あり村民其碑を尊敬
し社を建て是を祭り民神として往古よりこゝ
りよ開く事あり碑面文字あり上の方よ大字東と
ゝふ字を彫付りと云其文いかゝなるやをしらず
ん土民尊敬して石摺をとるをやるさだ
故よ名ある人あり近年好事乃士此碑を摺り伊へ
んことを求ぎども極遠方の事あ拒ぶ人も稀よ
ていまゞ世よ弘まらず余も彼地を往来せしの
ども其比其辺盗賊の沙汰頻りありしのバ取急
ぎて打ゝしゝ其村へもいるさらず今よ残念あり
多賀城の碑よ西と云大字あれバ是よ製る東

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

乃碑有べきを又扶木集清輔朝臣の歌よ石ぶみやはの條のおちありときくえぞ夷の中城思ひもあへず又西行の山家集よみちのくに奥ゆかしくもおもほゆる壺の石ぶみの條風などあれバ是等も東の壺碑ならんと思ひもすれど按多賀城碑は西と題せるか西の方は向けて立し碑なて京都の方を面うしたるやうに東西の二碑あるよしはあらじ

○藤井貞幹が好古小録上巻十七條則ち陸奥國多賀城碑碑石高六尺餘洞三尺四寸許

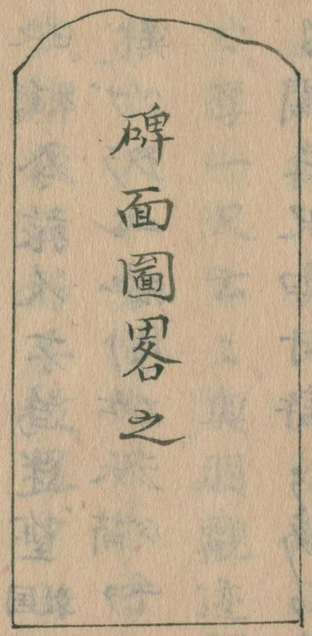

此碑往年宮城郡市川邑ノ土中ヨリ堀出ス多賀城ノ廢址ナラン○鞭鞨續日本紀云養老四年正月遣渡島津軽津司從六位上諸君鞍男等六人ヲ於俗ノ何レノ地方ナルニヤ鞭鞨国ニ觀其風俗令知威儀ヲ○從四位上勲四等大野朝臣東人續日本紀云東人當年從四位下也此碑從四位上ニ作按壺碑考ニ載スル所ノ陸奥国風土記ノ殘

篇疑ノ後人ノ偽作ナラム、イマ其文中解スベカラザル者ヲ記メ、識者ノ訂正ヲ俟ツ、

○陸奥風土記殘篇云、陸奥國宮城郡坪碑在一作有鴻之池、今廢、鎮守府ノ門碑ヲ宮城郡ノ坪碑トハ書ベカラズ、今廢、二字其義通ゼズ、故鎮守門碑、故ノ字其義通ゼズ、門碑モ疑フベシ、恵美朝獦立之、見雲真人清書也、清書、二字至拙疑フベシ、異域東邦之行程記異域東邦之行程其意通ゼズ、今旅人不為迷塗、国郡ヲ去ルノ里数ヲ記スノミニテ遠ニ迷ハザラシムト云ニテ塗ニ迷ハザル旅人アラバ一奇トスベシト云々、

按ズルニ濶三尺四寸許アリ、表集古十種碑銘部ハ三尺餘アリ、本々山紀聞ハ高六尺三寸横三尺一寸厚一尺云ニ奥羽觀迹聞老志ハ自碑首至石根六尺五分圓九尺三寸七分、碑後石形三稜、思中上下四尺五分、濶二尺六寸四分云ニ盍簪録ハ高六尺五寸、濶三尺一寸、思方内縦三尺八寸五分横二尺六寸、碑背類長鬣云ニナドアレバ、與清田多賀城碑の事を記せし書ニハ引如ク、倭漢三才圖會六十五陸奥部千賀屋草十卷東國旅行談四卷東海談坪碑考ナドハ引如クニテ、

枚挙ま遑あらだ、されどいづれも、坪、多賀を混合せる伯仲の説にそもそも多賀城碑の在所は仏壇の東北、方市川村高森にて、多賀城の旧蹟たり、碑額ま西の字を題せるお就て、ちきを西碑とし、南部領の坪村ちきを、東坪ぞなどいふ、碑文の趣を按ずるものゝ、ひとしくそなるを面ちて、りくむらし都の方西ちきばかりもおもなべうず、ちるよしの外ま意義あらじ、

右所巻於阿波少将君之閲也、

第二鐙の紋の枚の上方(カミ)は三階菱(サンガイビシ)をはめあるべし、鎌倉故實騎射ま用とりふ作(ツク)のちるしみ分る事とちるもうといへど、あ月小笠原家の騎射の時用ちる処、

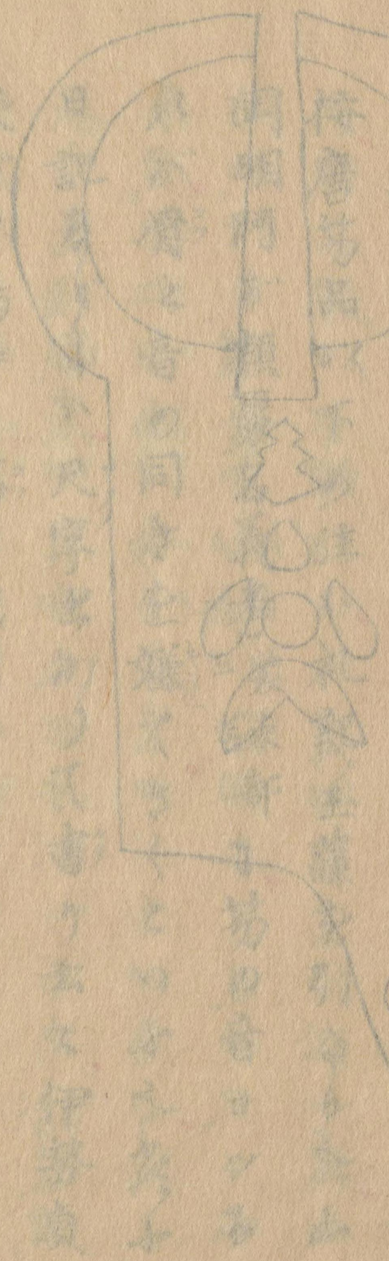

鐙(アブミ)の紋の枚の上方(カミ)は三階菱(サンガイビシ)をはめあるべし、鎌倉故實騎射ま用とりふ作(ツク)のちるしみ分る事とちるもうといへど、あ月小笠原家の騎射の時用ちる処、

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

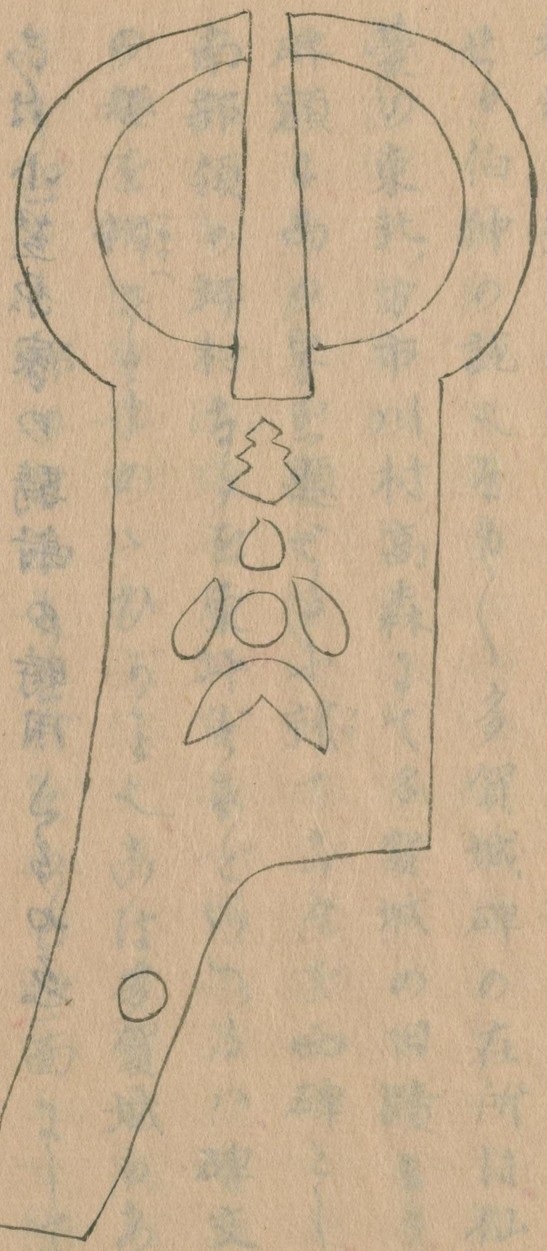

小笠原の家の紋を附る事あるを後まで他
小笠原流の騎射ゐる家なれも此紋を用ひし成べ

一

第三笏考

○倭名類聚抄（林家本）服玩ノ具部ニ笏四声字苑ニ云ク笏音忽俗ニ云フ尺ト手板ト長一尺六寸闊三寸厚五分ト也（唐ノ品ニ天子ハ玉諸侯ハ象大夫ハ魚ノ頭ノ形ニ似タル竹ノ古作ノ木ヲ云ト

按唐笏品以下の注ハ礼記ノ玉藻ヲ引ルニ山岡明阿ガ類聚名義考装束部ニ笏ノ音コツヲ訛リテさくとなれバ骨ト音の同きを嫌ヒてさくとなれバ骨ト音の同きを嫌ヒてさくとなれバ骨ト音の同きを嫌ヒて

ヘタルハ骨ト云フ忌テ也云ヽ史徴十四巻廿五丁右
ヨ中島漢按筋、呼骨、切或、云ノ本朝呼筋為籍者、諱テ
骨ノ音、也云ヽあぢあるよて、コッといふぞよ
し知ルべし墟嚢抄五巻卅七段
ハ長一尺ナル故欤ともいひおほせず。称ヨ又今俗
らめどおほうまいひふも尺をもうちぬる忌
ものさしを志ゞくといふ虫とうふけらおほこの
よ名尺蠖をシヤクトリ虫
たまいつる称之唐の王玄策西域ヨ使し維摩
居士の宅址を手板もて量るお筋あるしぬる忌

方丈と号るよし釈氏要覧上巻廿二丁右注府部ヨ記せり
さて筋字の音シヤクヨ通ふべくもあらねど其
長の尺あまりあるよりさけるよくるし

○続日本紀八巻七丁左元正天皇養老三年二月壬戌条
ヨ初令天下百姓右襟職事、主典已上把笏其五位
以上牙笏散位亦聴把笏六位以下木笏云ヽ
按此時本朝襟を右ヨし笏を取ことゞめしよ日
本記畧元正養老二年二月壬戌条扶桑略記六巻水鏡中巻元正条
愚管抄三巻神皇正統記中巻元正条一代要記一巻元正条
神明鏡上巻元正条倭漢合運中巻元正条以呂波字類抄

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

九巻、志、部雑物門　擯嚢抄　五巻、卅七段

○衣服令義解六巻　本ノ皇太子、礼服、牙笏ヲ執ル、諸王、礼服、牙笏ヲ執ル、諸臣礼服、牙笏ヲ執ル、朝服一品以下五位以上、並ニ牙笏ヲ執ル、六位八位初位、木笏ヲ執ル、武官、礼服ニ、牙笏ヲ執ル、集解古記云、但シ大祀大嘗元日、依レ文ニ云、牙笏ト故ニ不レ帯レ弓箭ヲ也、下朝服条ニ云々、依レ文ニ云、牙笏六位以下笏耳ト云々、

按、文武官トモニ、五位以上ハ牙笏、六位以下ハ木笏ヲ把ルトシ之、

○延喜弾正式右ニ云フ、凡五位以上、通用牙笏、白木笏、前挿レ後方ニ云々、

按、五位以上ハ通用牙笏、白木笏ノ前ハ少シク直ク而通ハシ用ヒ、六位以下ハ木笏ノ前ヲ直ク而挿シ後ヲ方ク作シ、並ニ用ヒ、此形養老ノ制ヨリハ日本紀略ニ嵯峨天皇大同四年、条ニ、五月丙午朝賀、西廳ニ五位以上通用白木笏ト云々、

○後照念院殿装束抄群書類従本、廿五丁右ニ笏事、知足院殿

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4　　ガラス使用

○御出ノ有ル横目ハ見苦シ也、御慶賀ノ節ハ在ル近
時用ノ之牙笏ヲ著ル礼服ヲ時用ノ之

○按ニ後照念院殿ハ花園院ノ帝代ノ摂政太政大
臣藤冬平公之知足院殿ハ堀川鳥羽崇徳三帝
ヨリ御ウケラレシ富家准三宮忠實公之世
俗浅深秘抄群書類従巻卅七下本下ヨリ以板目笏ヲ為スル善ト近
代用ル滿佐ノ事僻事ニシテ古家上ノ宝物皆板目ニシテ也ト
云ヘリ

○名目抄群書類従四百六十六丁右
ノ礼服之時用ノ之ト云ヘリ

○按ニ呂波字類抄九巻雑物門ニ衣服篇ヨリ牙笏ゲノミヤ
ビヤカニシテ佐久ノ志也久ヒノキ也ト云ヘリ

○塵袋抄七巻廿五段ヨリ束帯ノ人ノミヤクトテ持給ハ
何ノ為ゾ日本ニ是ヲ尺ト云其長サ一尺ナル故歟
真ニハ笏也只手板也和訓ニテイタトヨム其心
ハ是ニ用事ヲ記シテ為ニ忘ル也ト又日本ニ百
官ノ笏ヲ持ツ事ハ人王第四十四代元正天皇御
宇ニ定メラル五位已上ハ牙笏六位ハ木笏ト見
エタリ云ヘリ

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

○飾抄（群書類従本下巻二丁左）礼服ノ条ニ、牙笏ハ貴賤度ニ多シ以レ木如レ牙笏ノ作ルヲ之ヲ先例モ又如レ此ノ云々、永業六ノ二十七ニ、御ニ曰ク参ニ殿有リ牙笏事ニ、次殿仰ニ曰ク上下共ニ方ハ是レ天子御笏也、朝拝ノ宛ル御用ニ者ノ也、其外神事ノ之時多用ル給フ上圓也、敬神之心ヲ云々、

按ニ、永業ハ後冷泉院ノ年号也、土佐ニ曰ク、土佐ハ門師房ノ記ヲ指ていひ参殿ハ宇治関白頼通公の許まで之装束拾要抄下巻九丁右もちいの文を引ていひりき、

○装束抄（三条実隆公抄）笏条ニ、天子ノ御笏上下方也、是レ朝拝ヲ受タマフ時ノ御笏也、上古ハ神祇ヲ拝給フ時持給ハ前圓十リ、臣下ノ笏古ハ五位以上ハ象牙白木ノ笏ヲ通用ス、前詰後直也、六位以下木ヲ用ル前挫後方也、又五位マデハ敬笏ヲ是ヲトル、六下以下ハ散位ノ輩トル事ヲユルサヾルヨシ、長元七年法曹ノ勘文ニ見エタリ異朝ニハ天子ハ球玉諸侯ハ象牙大夫ハ魚鬚又ハ竹ナリ士ハ木ニテカザリ或ハ象骨ヲ以テカザルヨシモ見エタリ両朝共ニ形相ノ替リヲ以テ尊卑ヲシメス、然ルニ中古以来礼服ノ時バカリ牙ノ笏ヲ用ヒ

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

常ニハ並ヘ水ノ笏也一向制ノ定ル事ナシ但主上上皇ハ近代マデモ牙ノ笏ヲ用ヒ給フト見エ侍ル云々

按延喜弾正式衣服令集解礼記玉藻あるは据て別る説をも加へられぬるときれば玉藻なる笏、天子ハ以球玉、諸侯ハ以象、大夫ハ以魚須文竹、士ハ竹本象可也註註疏本ハ球ハ美玉也文ハ猶飾ノ大夫士ハ飾竹ハ為笏不敢與君並用純物也云々疏ハ大夫以魚須文竹者文飾也庶人氏ガ云ハ以鮫魚須飾竹ハ以成文士竹本象可也考士ハ竹為本質ハ象牙飾ニ

其邊縁ノ飾之可也言ハ可ト者通許之辞云々とある古解誤られしより然て牙笏ハ古は文武官五位以上通用しるれど中比より礼服の時のみ牙笏を用ひ常ハ木笏也用ゐるを室町将軍の比よりてハ礼服の時も悉く木笏用ひられ只主上上皇のミ用ゐやうになれるよし實は制の定れるやうハあきらかならず

○下学集下巻十四丁左器財門ハ笏手板也笏忽也言ノ事ヲ易忘記笏ハ以備忽忘病也日本紀ニ尺也云々

○有職問答五巻十九丁左ハ笏之事被注下候所ハ玉冠玉

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

○帽を付て候と、礼服とも同所ゟ相定候物のよて候哉、假名を付りて同子細ハ仰下度候、

○荅云、朝賀トテ元日ノ公事、今ハ久絶畢、時著ケル、其時ハ笏モ象牙ノ笏ヲ用ル也、笏平生ハ木ニテ造タルヲ用ル、心ハ忽忘ノ事ヲシルシ付テ見ルベキ心也、仍テ忽ノ字ニカタドリ笏ヲ用サレドモコツトハイハズシヤクト是云也、

按有職問荅ハ、一名多て良問荅といつゝ、大内義隆問ヒ、西三条實隆公其旁ヲ書入て荅られるゝ之、忽忘の事を記ゝよし、劉熙ガ釈名、六巻三丁

右釋書契ヲ笏忽也、君有教命及所啓白則書其上ニ備ル忽忘也トあるよりて朝賀ノ即位ゟのをりハ牙笏を用ひ平常は木笏ゟを用ゐるを見ゆ、

○四位五位装束略抄上巻ヲ笏俗呼名尺異朝ヲハ君有教命及所啓白則書其上ニ備ル忽忘云ゝ本朝又笏紙を押ゟあり仕納言之時著笏紙参入若不具之人ハ仰外記令書押ゟのよし古記ヲ見えゝり但是ハ常の儀ゟあらん公ゟ行ハゝる時の事之又寸法形相ハ家々記々不同、木ハ或ハいちひ又ハふくらの

類の名、あるべし。えたり、近世或ハ接木（ツギキ）人と意巧ミ
らさるの礼服著用の外ハ牙の笏あし、尊卑ともに
うるべし、皆木笏也、又笏（コツ）をもくらべむる事細有
る之云々
桜葉束温故抄の説亦同、唯心院殿葉束抄ハ笏ハ
椎木或フクラ寸法ハ家々ノ古實アリ云々、昔
傳拾要巻笏の条ハ公家衆の持せり笏と云
物ハ飛弾國位山と云所ニ生ひたる欅（ケヤキ）の木を
て作る法之、此いちひの木をけづり初る時三
公の刀をあてゝあふと之、尤その所ニそれ有べし、

三公とハ三大臣の内いづれにても一人の刀
ニ當世ハ桜ニて作ること是ハ略義欤古法
ハ面向ニ位山いちひ二ッ共ニ有べきこと
著（着）ト笠ニ用ること此比ハそれ有べきこと
云ふるどもこれ
ど古書の假名伊知比（イチヒ）ともあるを一位の義ニとり
ちがへるハ椎（シヒ）を四位（シヰ）ニ通ハしいへる類なるや
ハ後の事之笏紙のごとき古記ニて引ハ江家
次第之ふくらの木ハ大和本草十二巻
廿丁右ニフク
ラ葉生ス葉ハ萩ノ如シ、木ハ桑ニシテ、曲（クセ）斧ノ

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

栖ニマゲテヨシ、高サ六尺ニ過ズ云ニ負丈ヲ尺八笛ヨシ、ふくらもの木とも云ふくらの木ヲ削テ是モ笏ヨ文字ハ杤ヒサヽキ共ヒサヽギともいふ大和国方言ヲてふくらふ栄ともいふ又他所ニてもふくらの木とも云其葉ハマデ木ヨ似ル火ヲあぶれハふくらもあぶるとも云ニ

○久保之取左備中巻五ヨ和名抄云楸唐韻云音永漢語抄云佐木可為笏也云ニ契沖云俗云以伊一位木ヲ為笏撰和名以知比也當ニ拍手笑云ニまをお順の説明證なり八雲ニ抄ふくらお山いや高の峯八六位の笏ノ木ヲ伐ル之云ニ桜ヨ位山は信濃いや高の峯ハ近江備中同名あり共ニ国ヲ陽タり書ツヾけ給ふまゝ位山いや高の峯共ヨ叙位昇進の祝語ヨ縁名ヲれバ就中是当の山の楸ヲ伐ルヨや八雲の中説も笏木とのミ有て撰トいふニ志ヲ云雲玉集ヨ飛騨の国司基綱位山のいちひの木ヲ笏の為うまのほせられしと有ハ誤沖の笑ヲとゞめのぶきまやあらん

○梅窓筆記上巻三丁右ヨ笏ヨ一位ノ木ヲ用ルト八雲

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

御抄山部くらゐ（注笏水伐レルヲ之ノ峯ノ也）六ノ岡司ヨリ下テ基綱卿位山ノ一位ノ木ヲ笏ノ料ニ伐レシ時ノ事ナドモ見ユ

位山ハ名ノミニテ更ニ山ニハアラズ

おとりてそよトアリ一位ノ木今飛弾ノ国ヨリ多ク出ス

磐ナドニ作リテ都ニ来ル木ヲイチヰト云ヘドモ

櫟ニアラズアラヽギナリ物産者流ノ説ニ廣東

新語ニアル水松ト云モノニ形似タリ位山ニ生ズルヨリイチヰノ名アルナリト云リ又櫟モイチヰニアラズドングリノ類ナリトイヘドコレ

ハ後世ニ物産ノ精シクナリシヨリノ論ニテ既ニ和名抄ニ櫟ヲイチヒトヨムカラハ往昔ヨリ櫟ヲイチヒト訓ジ松尾ノ摂社櫟谷アラズイチヒノ假名昔ハイヲヰ中比ヨリイチヰト云ヒ今更ニアラタムベキニアラズ

桜櫟は白樿椎（カシ）などの類なり古事紀傳（廿七巻十丁）右景行段ノ玖（クヌギ）ヲ赤樿（ツブラジヒ）ト作リ詐（ラ）テ為（スル）ニ御佩（ミハカシ）ト注（ス）ニ赤樿ハ伊知比（イチヒ）能紀（ノキ）と訓（ヨム）べし書紀ノ用明巻ニ赤樿此（コヽ）云フ伊知比（イチヒ）ト和名抄菓類ニ櫟子（イチヒ）ハ和名ヲ以知比（チヒ）字鏡ニハ杞

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

まゝ欅を一比乃木とあり、万葉十六に丁を疋引乃岡傍山尓二立伊智比何木本尓もと市柴五柴などあるも此木の栄ありてしげきをいひ伊知加志とまいひて檜の類なり此比とのひ伊知加志と記し加志は白樫をあてたり云ことのひ和名抄に崖烏錫食経云欅子上音歴和名以知比相似而大二於椎子一者也とある説もて推量べし

○装束圖式下巻十七丈左に木笏牙笏の図を出して云笏近代其制定ルコトナシ尋常木笏也礼服之時ハ牙笏ヲ用也云こ

按集古圖五上巻に法隆寺所傳牙笏曲尺一尺八分ありて長一寸四分弱厚四分餘後直ともり河内国道明寺所藏菅家牙笏長一尺一寸八分弱厚三分前詘後直ともり猪熊殿家実冨久笏長一尺一寸八分強溜一寸八分弱厚三分前詘後直ともり良枝目笏長一尺四寸五分上三分下一寸三分上下共詘ともり壬生官務家藏御堂関白殿欅枝目笏長一尺四寸八分溜上二寸一分下一寸五分強厚上三分中二分強下一分半前詘後直ともり冨家殿忠実公枝目笏長一尺四寸八分溜上二寸一分下一寸三分前後共詘一法性寺殿忠通公撮欅笏長一尺四寸二分下一寸七分後直ともり後徳大寺実定公欅笏長一尺四寸二分下一寸三分溜上二寸一分強厚上二分強

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

下一分五重前後共誌閑院公季公揖板目笏長一尺四寸八分潤上二寸四分下一寸九分強前後共誌花山院家所傳古笏長一尺一寸五分弱潤上一寸七分下一寸強厚二分弱前誌後直勸修寺家藏光笏長一尺一寸二分前後誌

忠光卿笏長一尺三寸三分強下一寸長一尺四寸五分闊上二寸三分下一寸一分前後誌中院家光笏長一尺四寸六分闊上二寸三分前後誌師資卿笏長一尺四寸闊上二寸一分弱前後誌細川大炊助家藏笏長一尺四寸闊上二寸一分厚上三分弱下二分闊上二寸一分下一寸四分前後誌山蔭中納言笏長一尺四寸闊上二寸一分弱前後誌日野大納言

科理の覚書あり冷汁平切るなどのもの

忘れ備しもの忽忘なるべし

圖左載ス

事物紀原三巻衣裳帯服部ヨリ笏唐會要ニ曰笏周制也

周礼諸侯通用象牙武徳四年七月六日詔五品以上象笏六品以下竹木笏舊制三品以上前挫後直五品以上前挫後屈武徳以来一例上圓下方也推南子ニ曰武王問太公ニ曰寡人伐紂恐後世鬪争不已太公曰王欲久持則塞民於兌於是解其劍而帯之笏此蓋周人制笏之始也樂記ニ武王克商祖冕搢笏而虎賁之士説劍也

按笏ハ周武王の時より始りて晋宋以来も色

手板とよび西魏より後五品以上は象牙六品以下は竹木を用ゐるよしの礼記玉藻の笏天子以球玉諸侯以象大夫以魚須文竹士竹本象可也云々凡有指畫於君前用笏造受命於君前則書於笏笏畢用也因飾爲笏度二尺有六寸其中博三寸其殺六分而去一寸もあれば周代より其制定まる事勿論し

○文獻通考百十一巻 王礼考 笏条は荀卿曰天子御斑諸侯笏忽也君有命則書其上備忽忘也云々

按左傳桓公二年条は裒鼮斑杜預注は斑玉笏也疏注疏本は十四丁右は斑玉笏也管子云天子執玉笏以朝日是有玉笏之文也礼之有笏者玉藻云凡有指畫於君前用笏造受命於君前則書於笏釋名曰笏忽也君有命則書其上備忽忘也或曰笏可以簿疏物也徐廣車服儀制曰古者貴賤皆執笏即今手板也然則笏與簿手板之異名耳罰志稱秦寇見大守以簿擊頰則漢魏以來皆執手板故云若今吏之持簿玉藻云笏畢用也因飾爲言貴賤盡皆用笏因飾

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4　　ガラス使用

以示尊卑其上文云笏天子以球玉諸侯以象大夫以魚須文竹士竹本象可也鄭玄云球美玉也文猶飾也大夫士飾竹以為笏不敢與君並用純物是尊卑異也大夫與士笏俱用竹大夫以魚須飾之士以象骨為飾不敢純用一物所以下人君也用物既殊體制亦異玉藻云天子搢笏方正於天下也諸侯荼前詘後直讓於天子也大夫前詘後詘無所屈前後皆方正也荼謂舒懦所畏在前也圜殺其首屈於天子也大夫上有天子下有已君故首末皆圜前後皆讓是其形制異也其長則諸侯以下與天子又異斑一名大圭周礼典瑞云王晉大圭以朝日是也冬官考工記大圭長三尺天子服之是天子之斑長三尺也玉藻云笏度三尺有六寸短於天子蓋諸侯以下度分皆然也云ト礼記玉藻疏註疏廿九卷ものを委しく出せり周代の書ゆゑ見えざるも挙ずんばあらず

○輿清曰笏は周武王の時よりて天子は玉を用ひ諸侯は象牙大夫は竹を飾り士は竹をもて作りそれも象牙をかざりもまた用ひ

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

しよし也。東漢晉宋より後、簿も手板そもふ、
西魏より後、五品已上は象牙六品已下は竹木を
用ゐ、其形天子は上下直諸侯は上詘下直大夫は
上下共詘りて長は三尺六寸そも已上
知べうらず。本朝は元正天皇養老三年二月始
て職事主典已上笏を掲しむ五位は牙笏六位
已下は木笏之但五位已上は散位よても掲笏の
列之文武官共ゟ差別あり。嵯峨天皇大同四年五
月五位已上象牙ゟ白木笏を雑用べきよし勅定
あり。後て室町の始の比までの礼服の時をの
牙笏を用ひ平常は木笏を用ゐしよし文にくだりて
は主上上皇の以牙笏を用ゐ給ふ事とはあらぬ
は牙笏は容易く用ぎる物のやうなり其形上詘下直
なるも上下ともに詘ものあり今の曲尺一尺四寸九分已下一尺八分已
上の笏存在り闊上下ひとしきものあり上廣
く下狭きもあり材は牙ゟ椙の板目あり櫟の板
目あり櫟は白櫟の類なり至飛騨国ゟ出るア

ラヽぎとりもつ小木ぞとおもつ
は檜榲などの類まて樫とい
の枚司あり富久良は拾の
ゐ夜光を顕ハし、ゆ名の
を抱て昇進し人の鏡とも成べく栄耀を極られ
しゆ名光方の光の字まよ
内大臣夜持せしより光を放けるより霊ある物
とて志ろ名つけられしとそもその説まちく
秋齋閑話一巻廿二段千賀屋
草四巻速水見聞私記十五巻
名物考装束部二巻ひうぎ陽明家の什物まて

一名慶賀笏とかりかよしる
人のもたりしをバ光耀あ
りとゐゆ又橋本経亮ゐ手
笏ありけるも後世るえ
も笙笏の名ものをきく
ぞや笏の音とつまるをゐ
音よりふを忌て其長の
うゐ始はよびあらハしゐ志
右笏考所奉對於
水戸宰相中将君之大問也

○

第四疊考

○神代紀上巻卅丁右より及至日神當新嘗之時素盞嗚尊則於新宮御席之下陰自送糞云々

按纂疏上巻百七十五丁左は御席者今新嘗之時八重席是也云々環翠抄合解本文の下巻廿一丁右より新嘗ノ祭ノ時ハ八重ノタヽミシクナリ之席ヲ伊勢物語ニモミマシトハ云也云々通證四の巻四十八丁右より仲之曰ノ文延音延和名抄十四巻坐臥具ノ部より説竹席也遊仙窟云ノ五綵龍鬚筵

今按俗又有九蝶蓆依文名之唐韻云席音夕籍同訓上同蔕席也云々古事紀履中より取出置席下之敷云々日本紀仁徳紀四十年皐別皇子歌より破始多色能佐餓始枳椰摩茂和藝毛古等赴駄利古喩例磨椰須武志呂箇茂釋日本紀廿五巻十二丁左和歌三注より安席也私記曰是以席障子覆鞍作屍云々此外物よりおもくえて後の疊の如く奠き物まあらず上筵ちどいふと源氏湖月本夕顔巻三丁左若菜下九十四丁左今の薄縁やうの物とをさて日本紀景行紀廿年よりはじめあまた処席をシキ

井と訓(よみ)り、

○古事紀上巻に美智波之畳敷八重赤絁畳八重敷其上云々

按美智は海驢にも海馬とも書て後は阿志加と云ふ獣の類之阿志加は本草綱目に海獺と云ふものの其皮を畳にいふ絹を畳にもなるを重も敷にもなるよしと古事紀傳廿七の巻十七丁左にいひたるごとく重ねしく意にて古事紀の詞石畳なども石を重ね上るゆゑの名なり万葉十六巻廿九丁左に韓国乃虎云神乎生取尓八頭取持来其皮乎多々弥尓剌とあるまで獣の皮を重ね剌て作るものなるよしもそらる然て畳をいくへ重もそらるゆへ古事紀景行の段に穴磐比賣命将入海時以菅畳八重皮畳八重絁畳八重敷于波上而下坐其上とあり菅畳八下品なれば最下なる中間なる絁畳は上品なれば最上なる敷なるものとぞ

○神代巻紀下巻廿三丁左に海神於是鋪設八重席薦亦延内之云々廿九丁右に乃設八重席迎入云々

一是時海神自迎延入乃鋪設海驢皮八重使坐
其上云々

○

按釋日本紀（八巻十五丁右）述義四（十丁左）引此何物乎答今新嘗祭神今食神態之時神座八重疊横之者也云々繁疏（下巻八十一丁左）引礼器曰天子之席五重諸侯之席三重大夫再重此曰八重者尊而（尊）之義八之數陰道也薦也作甸切席也藁曰薦莞曰席云々神代口訣（九巻四丁右）引鋪設八重席者龍神鋪獣皮下見一書神今食有天子鋪八重疊式云々無倶抄（合解十一下一丁右）引數八重席請之ゾ大嘗會ニモ神前ニ八重席ヲシイテ祭ルノ云々ヲゾ注シ〳〵口訣ヨリ獣皮ヲ鋪ルヨシいつはりとそなりて神代紀の一書ヨリ海驢皮八重ト見ル古事紀ヨリモ美智皮ノ疊八重ヲ敷ソノ上ヨリ絁疊八重ヲ敷〳〵ヨシあり和事始一丁右ヨリおもを席薦の始とし偽書の舊事紀を引〳〵も共ニ誤ヘ

○

古事紀（中巻）神武の段天皇御歌ヨリ阿斯波良能志祁去岐袁夜尓須賀多々美伊夜佐斯岐弖和賀布多理泥斯

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

按古事紀傳(三十巻)左ニ阿斯波良能(ハ)葦原之(ノ)
り志祁去岐表夜迩(ハ)醜小屋(ヤ)まもり醜(シコ)きを廷(ヘ)
て志祁去岐と云ハ寒き暑きを佐牟祢(サムケ)
祢伎(ネギ)などいふ類なり云々 須賀(スガ)多々(タタ)美(ミ)は菅疊(スガダタミ)
なり伊夜佐夜斯岐底(イヤサヤシキテ)ハ弥清敷而(イヤサヤシキテ)なり日本紀
に清を佐夜(サヤ)と訓(ヨミ)きよめてハ清(キヨ)
き潔身を美宇佐夜米底(ミウサヤメテ)と訓(ヨミ)
めてなり万葉(マンエフ)に清を佐夜(サヤ)と訓(ヨミ)
布多理(フタリ)泥斯(ネシ)ハ朕(ワガ)二人寝(ネ)し
なりそろし菅疊(スガダタミ)いと下品の疊(ダタミ)
の迩(ヘ)の醜(シコ)き小屋(ヤ)に似(ニ)つかはしくて皮疊(カハダタミ)絶

疊(ダタミ)などいふなりしかるを然て後世の
簡席(カンセキ)ハ(ヒ)の菅疊(スガダタミ)より轉(ウツ)りて
○万葉集十六巻(廿一丁右)穂積朝臣歌(ホヅミノアソミ)
曽我(ソガ)云々
按冠辞考(三巻廿三丁右)にハ編(アミ)しも薦(コモ)は疊(ダタミ)を幾重
も陽(ヘダ)てかさぬる意なるべし(『のひと言ハいひの
けたるとゝめ平群(ヘグリ)乃阿曽(アソ)我(ガ)は平群朝臣(ヘグリノアソムガ)之(ノ)あ
り然て薦(コモ)は和名類聚抄(九巻草類部)に菰(菰首附)本
草云(ノ)菰一名蔣(上音孤下音将和名古毛)辨色立成云(ノ)茭草(茭音
穀肴及一云(ノ)菰蔣草)七巻食経云(ノ)菰首(味甘冷(ヘ)和名古毛
豆加一云(ノ)古

毛豆ヅ乃 云く新撰字鏡草部 五丁左十四 ま、蒋即郎ノ反、法姓く蒋草
毛豆ヅ乃 五丁左十六 蘭毛豆ヅ乃 云く、本草倭名上巻四十六丁左十 卷、草、下ま、蒋根一名、蒋出二薦名苑一和名古毛乃称ま、
下巻卅三丁左十七 卷、菓部ま、蒋首出二食経一七卷和名古毛乃称ま、
三丁左 本草外藥、部ま、茭筍和名古毛布都良云く、醫心方廿九巻ま、蒋和名古毛
乃称ま、蒋首和名古毛都乃云く、ちぞある蒋の事
ま、今世マコモといふ物ぞ、本草啓蒙十五巻九丁左
水草、部ま、阿州ま、てコモガヤ、南部ま、てマキグ
サ、仙臺ま、てチマキグサ、又コモクサ、越後ま、て
カツボと呼ま、記せり、江戸をはじめ、坂東の
諸国七月盂蘭盆會の精霊棚ま、此蒋の青きを
編て敷用る風俗く、延喜掃部寮式廿丁左ま、折薦
帖とあるも似ぐるものぞ、

○延喜掃部寮式廿丁右 年料鋪設、条ま、六月神今食十二
月神今食十一月新嘗祭亦同 御料黄帛、端短帖一枚、方四尺 帛布端ノ
短帖二枚、各長一丈二尺五寸廣四尺、白布端、帖二枚、各長九尺、廣
枚無裏布、白布端、帖二枚、各長九尺、廣四尺、五寸一
四尺、白布端、帖一枚、長尺廣 白布端、帖四枚、各長六尺、廣四尺、
一枚無裏布、折薦、帖一枚、長八

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4
ガラス使用

尺廣四尺云ヽ但中宮白布端帖四枚各長一丈三尺云ヽ供御白地錦端帖四枚夏冬各二枚長一丈廣五尺同端帖四枚夏冬各二枚長八尺廣五尺同上同端帖四枚夏冬各二枚長八尺廣同上同端帖四枚夏冬各三枚長四尺廣四尺云ヽ其中宮御料亦同但加下敷両面帖六枚夏冬各三枚長四尺廣四尺両面端帖十六枚南殿御帳下敷十四枚夏冬各三枚長八尺廣四尺右依前件預前儲之夏薄冬厚云ヽ

按長一丈二尺廣四尺の帖あり長九尺廣四尺五寸ばかりあり長九尺廣四尺あり長八尺廣四尺あり長六尺廣四尺二寸あり長八尺廣四尺あり長一丈廣五尺あり長八尺廣五尺あり長六尺廣四尺あり長四尺五寸廣四尺あらず短帖は方四尺あり長さ丈ばかり寸尺定まるものあるよし白布端ばかりは裏布ありもあり夏は薄くし冬は厚くせしものもの後世は寸尺定りて禁裏御疊長七尺横即ち長之半二寸二分三分及門跡御疊長六尺六寸厚一寸八分吉野高野両山亦用之故呼曰高野間疊内民家疊長六尺三寸厚一寸七分謂之田舎間よし和漢三才圖會卅二巻十丁右家飾具部ニ

謂之京間ト東民家疊ハ長五尺八寸厚一寸六分

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

記せり、

○和名抄十四坐臥具部に疊、本朝式に云、掃部寮長疊、短疊、唐韻に云、徒協反、重疊也、和名太々美、按に筵薦などを、別に挙くれば、すべての疊は今の世の疊の制作なるべし、然て長帖短帖狭帖半帖厚帖薄帖の類、儀式内裏式延喜式令義解大神宮儀式帳止由氣宮儀式帳などに古書の所見枚挙に遑あらず、暈繝端黄端などの名目あり、海人藻苅上巻十三丁右に疊之事、帝王院纐纈縁也、神佛前半疊用纐纈縁、此外更に不可用者也、大紋高麗縁親王大臣用之、以下更不可用、大臣以下公卿小紋ノ高縁也、僧中者僧正以下同有職非職業縁也、六位ノ侍黄縁ナり、諸寺諸社三綱等皆用黄縁云々、四位五位雲客用紫縁也、

○江談抄四の巻雑事に疊上下事、又被談云、知疊上下可敷事也、面莚ヲ裏ニ折返テ閉付タルヲ上ト知也、不折天只付ヲ下ニ可敷也云々、

按今世は疊の上下を辨知もる者なし、表を折返して閉付たるを上とし、折返さゞるを只閉付たるを下とす、

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

付ける方を下とする也

○中國描談八丁左 蘭疊の条に疊者重褥之義重筵席於牀面以為坐具乃此方之席也其製厚褥禾藁胃以織蘭其両端縁以黒布凡吾邦民家屋中距地三尺許一面施牀其上敷蘭疊故坐卧安平便甚矣漢土寡賓設牀多客設席似有煩賓礼不如本邦蘭疊之簡且便也

按和漢三才圖會卅二の巻十丁右 家飾具の部に按に疊重也厚也重疊之義也用蒻緊括踏堅厚一寸餘糊縫固謂之疊牀太々美古乃止 以蔑為裏以蘭席為表其縁有高麗縁繧繝縁綾絹縁之品尋常民間之縁皆紺布而江州高宮布為上豊州府内布次之表席出於備後者為上備中備前次之江州又次之江州属備州之莞短細故席皆継半而織目有六十六疇江州卅 之莞長而不中継而織目有六十一疇凡莞を藁を心として藁を裏よし莞席を表よし左右の端布縁なし造るまゝ琉球席を表よしといへども多く縁を付ずそれをヤラウ疊とそしる和漢三才圖會二卅の巻九丁左 家飾具の部に莚条は琉球莚以莎草織之則

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

靭耐ノ久又名御倉筵ト琉球島之名ニ出ル於豊後府内者
仮テ琉球筵而薄其色徴青故ニ呼テ曰青琉球同州ノ水
付田深ク出之而不佳其織線筒麻也価極暑脆
絶市尾者樹之皮ニテ似苧ニ然て備後表備中表備前表
ハ織目六十六疇遠江表丹波表ハ織目六十疇
といへるも自然のならハしにて定りて定りたる法はあらず
與清田上代の疊ハ今のごとく心ありて表裏縁
もて具したる物にあらず只一重なるものを
幾重もかさねみうさぬるまでそいと上品なるハ

絶疊之絶はアシギヌと訓て品劣なる絶之今の
ふくさやうの物をいくへも重ねりと知べし中
品ハ獣皮をいくへをたゝみ重ねる之下品は菅
疊そは必菅もて織をる歟又ハ蒋もどもて織
たるもの其の清くすぐれるにより清疊とハいふなり
また草もて織る敷物ハ事ハうつなしいと
いやしき民の家ゝもそハ菅疊の外をしきや
へよろしき家にてハ獣皮をしきいとよろ
しき家にてハ獣皮疊上ハ絶疊
をいくへも重ね下ハ菅疊中間ハ獣皮疊絶疊の
敷たるもあり獣皮疊絶疊の

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4
ガラス使用

濫觴は、後世地神五代と称せる第四代の彦火々出見尊の海神宮よりでまし、八古事紀、神武天皇の條歌まで述たり、また神代紀上巻は日神の新宮御席とあるより作りならん、外の例もて推量るに、八絶疊と名づけて、敷物をいへる、注釋ぞ、さて疊の製作今のごとく、変ぜるはいつばごろよりなん奈良の朝廷より後のさまなるべし、その廣狹長短定まる法もなし、足利

形軍の比、疊大工は名目きびしく禁裏の御疊は長七尺横は長さの半まて三尺五寸厚二寸二分三厘門跡などの八長六尺六寸厚一寸八分吉野高野の両山はさる色を用ゐ民家疊織肉まては長六尺三寸厚一寸七分謂之京間関東の民家まて長五尺八寸厚一寸六分謂之田舎間なるべし疊表の織目六十六畷いつる事をいひ出しまゐらせ候はんその織工の私の定もなくぞんじ候然ル本朝の疊漢土のさまとおぼしきものなく藤蓆簟筵などや

うの席(ムシロ)を敷(シキ)おこの薄縁(ウスベリ)の座(ザ)の類(タグヒ)まて縁付(ヘリツケ)やウドコなどの製(サマ)もあらず漢事始三の巻は拾遺記は軒皇横帝百辟群臣をして圭玉を蘭蒲の席上に列(ツラ)ねしむ韓子は禹蒋席(マコモムシロ)を作り緑縁(ヘリ)となあまたび禹より始て純緑の飾を加(クハ)へおもしといへる薄縁(ウスベリ)之迹(アト)なりて相家者流(シャウカノモノ)相生相剋(シャウサウシャウコク)の理(コトワリ)なり疊数(タタミゾ)の吉凶をいふに古書よく所見あり

簸五白河関

先代旧事本紀(巻第十八神皇本紀下之上)景行天皇五十三年

条(クダリ)に已而幸二常陸一尚至二白河関一云々

按先代旧事本紀ハ所謂舊事大成経(ホツマツタヘ)にて延宝の比美濃国黒瀧(クロタキ)の潮音法師が偽作之白河関をも白河国ト作(ナス)る本あり奥羽観迹聞老志ニ引たるは白河関とあり

○拾遺和歌集(六巻旅部)別ニみちのくにまかりける時に白河の関にて詠(ヨメ)る平兼盛

たよりあらばいかで都へ告(ツゲ)やらん今日(ケフ)白川の関はこえぬと

○別の関にこそ(マヽ)

按此歌兼盛集にも出て詞書白川の関にて

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

有、

○源重之集ははこがるのいでゝ京もの
ぼらぬ川の関もうちこえよどけくて今はこの
たのめのそがるゝ哉

○按異本ニ詞書の京よりのぼるとのことばあり、

○枕草子春曙抄六巻十一丁左関はといつる条ニ、逢坂の関ハ
関ニハあらねどもなほいとおそろしう、
按此の文ニよくきぶの関ハ名ノミの関ニて、
たゞうその関ハたとしへなくこ
そおぼゆれど、逢坂ハ菊多ノ関ニ名と
その関の字ハ衣の関ハ衣川の関ニたゞ
そのうそもふ陸奥の関ときこえぬ

○松島記四丁左ニ白河の関ハ
といつゝど関ちの足とその。
たらんをりあをおそろしき物ニ
ゑりて、はひあり相ふ関ちれある人まて
あまりひらけてあるこゝろ
名をそゝものぎそゝ川の関ちハいうまで
もなく渡ぞ云と

按清少納言松島記ハ後ノ作りごと画詞之ぞ
のごとみなものがたりはあらず

○舊本今昔物語廿六巻付ニ陸奥守人見付テ金ヲ得ル富語
ハ古ハ白河ノ関ト云所ニテ守ノ其関ヲ入ニ供
ノ人ヲ書立テ次第ニ関ヲ入テ入レ畢テ後ニゾ
木戸ヲ閉ケル然レバ此守共ノ書立ヲ目代ニ預
ケテ守ハ入ヌレバ此様ノ事ノ沙汰モ我ニゾ行
ハセムズラムト思ケルニ然モ死キ異人ノ沙汰
ニテ関ノ者共並ビ立テ何主ノ人入レ彼主ノ人
入レト呼デ主従者次第ニ先我ヲ呼立ム
ズラムト聞ニ四五人マデ不呼上ケレバ我ヲ屈
巻ニ入ムスルナメリト思テ従者共引将テ待立
ル程ニ皆人入畢テ後我入ムズラムト思フニ木
戸ヲ急ト閉テ棄テ入ザレバ奇異ク云甲斐死ケ
迫ラムズルニモ霞ニ立テ秋風吹際ニ成ニタリ
菅死ナトモ国ニ暫モ可有ニハ被指出ニタリ然
レバ付タリツル後者共ハ此ル人ニ我等ガ
付テ此ル目ヲ見事トテ罵リ霞シテ皆棄去ケリニケ
リ難去キ後者共ゾ四五人許残テ何ニヤレ御サ
ム所ニ遣リ著テコソハ何チモ罷ラメト云テ已

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

ガドチンラ〳〵ト歎キ居タリ主此ヲ見ニ可ㇾ為方覚エザリケレバ底ハ白砂ニテ浅キ小河ノ流レタリケルニ下立テ鞭ノ崎ヲ以テ水ノ底ノ砂ヲ此彼掻立リケレバ鞭ノ崎ニ黄ナル物ノ有ケルヲ何ゾト思テ掻廻スニ圓ナル物ニテ鞭ノ被ㇾ廻ケレバ和ラ砂ヲ掻去テ見ルニ小瓶ノ口ニ見成シツ瓶ニロソ有ケレ人ノ骨ナドヲ入テ埋ミタリケルニカト氣六借ノ思エケレドモ構テ隙開テ瓶ノ内ヲ見ニ金ヲ一瓶入テ埋ケルヲ見付テケレバ俺シト思ツル心モ忽ニ晴テ思

○ヲ横国ニ下著テ道ノ程ノ様ニ被用テ任ヲ通シタリトモ金此許儲ケン事不可ㇾ有ト思テ後者共ノ居タルニ立寒テ此瓶ヲ和ラ掻出テ極テ重ヲ念メ懐ニ引入レテ衣ノ袖ヲ絶腹ニ結付テ後後者共ノ許ニ歩ビ寄テ云ク此ノ守此クシトテ此ニテ骸ヲ可ㇾ曝ニ非ズ越後ノ守ハ年来親ク知進タル人也国ニ坐スナレバ越後ヘコソ超ナメト云ヘバ云ニ

按此文ヨ底ハ白砂ヲ浅き小川の流ヲ

けふそなるは今も旗宿村の辺を流ヲ小川

なて一遍聖繪五巻よも川のさまを画(エガキ)るを和名抄五巻郡名よ陸奥国白河(シラカハ)之良加波(ラカハ)云
こ同(と)巻郷名よ白川云々ありて旗宿村の
もゝりぢ古の白川郷よりて郷名ふるくの小川
よ起(オコ)り郡名よも及(オヨ)べる之白川の地名ハ國造
本紀よ白河国造續日本紀神亀五年四月丁丑
の条よ白河團をどある事古き書ともゝ
べき

○後拾遺和歌集一巻(ノ)春よ(ニ)白河院よりて花をこんてよめ仆
りける民部卿長家
あづまぢの人ともとゝめよ白川の関
○
くや君ハよもあと又別(ハモ)れ惜(ヲシ)ぶ中納言実頼
り付けるおいびはのいしぶみ
○
ぬい濱をゝめの別と却(カヘ)るべく白川乃せきこそ先
ゐ白川の関よりてなをゝくなをゝけ
ゐ白川の関よりてなをゝくなをゝけ
都をバ霞とゝもたちしかと秋風ぞふく白
川の関
○
接能因の歌一本よ三の句いでしぐぞ仆(ヨシ)

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

り

○後頼口傳（百五十七段）は右近大夫国行と卜歌讀のみ
ちのくおくぐるとて歌よみどもあつまりて
中納言は白川の藤ごんの局日は水鬢（ビン）をとうきて
ちぎめなどきよと戯（たはぶ）れけるをばいつなきよばさ
はけどきこそ國の人あつまるうと聞（トヒ）けれ
ばいうでゝ此能因法師が秋風ぞふく白河の関
とよみしらん世まで残ばけりそびんなくだ
めそかしまりんぞうそ
りうそうの女ごを

按此説袋草紙三巻（右七丁）も載て左近大夫を
行田大夫と作れり

○袋草子三巻（七丁右）は能因賢ニハ不下ニ向（セ）陸奥ニ（ニ）為詠（カ）ニ
此歌ヲ籠居シテ下向（セ）之由ヲ風聞（ス）云々ニ
度下向之由アリ於ニ一度ニ者實（カ）欤（ケリ）ニ八十嶋ノ記ヲ云々ト
按此説源平盛衰記廿七巻（廿三丁左）一谷落城の条
古今著聞集（五巻廿丁右）和歌部もとりて見ゆ

○平治物語（參考本三巻九十一丁左）頼朝挙義兵条は九郎御曹
司ハ秀衡が許ニオハシケルが佐殿既ニ義兵ヲ
挙給フト聞エシカバ打立給フニ秀衡紺地錦直

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

垂二紅下濃鎧（クレナイスソゴ）金作大刀ヲ添テ奉ル馬ハ御用ニ
随テ召ルベキトゾ申ケル（ヤガテ）軈テ信夫ニ越給ヘバ
○佐藤三郎ハ公私取認テ参ランニ
ハ即チ御供ス早白河関固（カタメ）テケレバ那須湯詰ノ料
トテ通リ給フ云ニ京師本ニ云ノ白河関固テケレバ那
須湯ト云山路ニ懸（ヒ）リテ通リ給フ云ニ
○西公談抄（群書類従三百七丁右）ニ橘為仲ノ朝臣陸奥ヨリ
てくだりけるお白川の関をとをるとてもよ
り狩衣指貫とり出しと着しけるバ具（グ）しくるも
のどもあやしでとていはいうなる事おのとい
ひなどせば白河の関をいうんぐるしくてハ
とをるべきといひけりやさしき事之云ニ
按愚秘抄（群書類従三百一下巻二丁右）ニも此説ヲ載テ大同
小異ス
○山家集（下巻卅九丁左）
みちの国へ修行してまかりけ
るに白川の関にとまりてよめる
月もしろくあいきなて能因が秋風ぞふくと
ゆけんもりいつのもりぞと思ひ出られて名残
おほくおぼえければ関屋の柱に書付侍
白川の関屋を月のもるからに
人の心ぞもる

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

ふなりけり

○西行物語（中巻十九オ左）に、みちの國へくだりけるに、白川の関といふ所にとどまりて、能因入道都をば霞とともに立ちこめて秋風ぞ吹くしら川の関と詠じ出でたりけるにや、月さへ冴えわたりければ、関屋の柱に

しら川の関屋を月のもるかとて人の心をとむる秋かな

ぬるなりけり、とぞ書きつけたりけるとぞ。

○

○九条殿遠忌（九オ左）に讃岐院事条は鳥羽院ノ北面ニ佐藤兵衛尉義清ト云シ者道心ヲ發シ出家して、時ヶ雨打ふりあるその夕ぐれ、

○

九条殿おはしまして、あるじもうけさせたまふ夕ぐれの空さても関屋をとふ雨ぞふるとぞ云々、

○

桜園山人冬も花まで旗竿の栗ある城就山

満願寺の山ノ大なる白毫松の有のまゝなる松ぬきて、珊瑚珠などのさまにしたるがおもしろし。

○

源平盛衰記（八巻九オ左）に讃岐院事条は鳥羽院ノ北面ニ佐藤兵衛尉義清ト云シ者道心ヲ發シ出家

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

入道シテ西行法師ト云ケルガ大法房圓意ト改名シテ去仁安二年ノ冬ノ比諸国修行シケルガ云ヽ白川ノ関ニカヽリテハ関屋ノ柱ニ筆ヲ止ム云ヽ同卅六巻ヒ丁維盛住吉詣の条ハ能因法師ト云シハ中比ノ數奇者也云ヽ奥州白川の関ニシテハ秋風ゾ吹白川関ト詠テ関屋ノ柱ニ筆ヲ止ム云ヽ

○長門本平家物語十七巻三位中将関東下向ノ条ニ武士トケルハ、あれハ白川の関の長の娘ぞ、何とやらん心ざし情ある者ぞ、それ〳〵、此五六年ヘ

だてゐて召仕ハさん、名をチとりけるヽ云ヽ同十九巻北条四郎時政上洛ノ条ニ天下ニづまるうへハ諸国ニ守護人を置庄園ニ地頭を定て国衙庄保をいとなむ段別を五升ニ一町ノ給田をゝくまは子帝王の怒歌を自ゐばしかゝる者ハ半國を給るとりかためんとて無量義経ヨリ外ハ一切ノ経文をなうせてむ

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

ねんの号を永く断んが為とて源二位ひらの
されけれバ諸国七道ハ守護地頭をもうけ
云々
○
按、白川関ハ乙東を日本の半国といひ、
○吾妻鏡 九巻廿九丁右 七月廿九日癸未越白河関関明神ニ
御奉幣此間召景季当時初秋也能因法師ガ古風不レ
思出哉之由被仰出景季扣馬詠二一首一
秋風ニ草木ノ露ヲ拂ハセテ君ガ越レハ関守
モナシ
按頼朝卿奥州泰衡征伐の時の事
○吾妻鏡脱漏 右廿丁 嘉禄二、五、四条ハ申刻結城七郎
朝廣弁甲斐源氏浅利太郎馳参申云去月廿七日
申刻白川関於袋辻号若宮禅師公暁欲レ起二謀反一折
節相逢路而令二誅戮一畢云々
○
○一遍聖繪五巻 三右丁ハ白川の関
明神の宝殿の柱ハ書付たるよひける
ゆくくを法師の誓ハらくとぞ名をこそ
むさし白川の関
按一遍聖弘安三年善光寺より奥州へ
くだりの事ハ此画巻一名ハ六條縁起とも

正安元年八月廿三日聖戒ノ筆記ヲ以テ画図ハ
同時ノ法眼圓伊ノ書ク所ト云フ其画ハ関明神ノ
社ノ法師ノ合掌シテ法施ヲ奉ルサマヲ写シタルモノ
関ハアルモノナレドモ名ノミニテ廃絶
シ今ハ其跡ヲ尋ネ難シ
○
けんよしともせうそこのあり
○
保暦間記（群書類従巻四百五十八下巻十丁左）
二泰衡ニ仰テ義経ヲ打給ヘト頼朝悦デ今ハ何事
カ可有トテ時日ヲ不可移トテ同七月十九日頼
朝鎌倉ヲ立テ奥州ヘ発向ス先陣畠山次郎平重
忠（秩父重能子）庄司
家ノ八田四郎等也北陸道ノ大将ハ平常胤（千葉）藤原知
白川関（カン）契（カン）惜山所ト云合戦破レテ泰衡九月十三日
云甲斐無ク被（ル）誅畢（ス）云ヘリ
○
太平記四巻八歳宮御歌事条ニサテモ君ノ押（オシ）籠（コメ）
ラレテ御座アル白河ハ京近キ所ト聞（キク）ニ宣明ナ
ド我ヲ具足シテ御所ヘハ参ラヌゾト仰有ケレ
バ宣明卿涙ヲオサヘテ皇居程近キ所ニテダニ
候ハバ御供仕テ参ゼント事仔細アルマジク候ガ
白河ト申候ハ都ヨリ数百里ヲ経テ下ル道ニテ

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

候サレバ能因法師ガ、
都ヲバ霞トトモニ出シカド秋風ゾフク白河
ノ関ト読テ候シ歌ニテ、道ノ遠キ程人ヲ通サス
関アリトハ思召知セ給ヘト申サレケレバ云ヒ
同十九巻、顕家卿上洛条々國司則、其勢ヲ合セテ
三万餘騎、白川関ヘ打越給フニ、奥州五十四郡ノ
勢共、多分馳著テ、程ナク十万餘騎ニ成ニケリサ
ラバ軈テ鎌倉ヲ攻落シテ上洛スベシトテ、八月
十九日白川関ヲ立テ下野國ヘ打越給フ云ヒ
按顕家卿上洛の時の園大暦正平七年文和元年

三月条ゝ載ゝ覚誉法印状ゝも奥州、国司到
著白川関ニ先懸勢相伴宇都宮ヲ發向一方ニト者
○宗久都の裏群書類従三百八巻卅六丁右ゝ春より都をバ
しら、又此秋の末ゝ比関をこえ行うらうがこそ
べの沙弥能因が都をバ霞とゝもおしうど秋
風ぞふく白川の関と詠じけるもまことけり
おもひあつせられ侍りおの程そのきのひまはいくらでもそらん事念
こそあづまくだりたるよしして、そばしこ
とりわそ比関よそよみけふとひろうしけると

の記をどりものの[illegible]八十嶋
大夫国行が水びんの[illegible]まで[illegible]
味わをがいきうの心けさうしても忘ぶうけ
るを、さも待らきりしこそ心おくれも待りし
云々、

○道興准后廻国雑記 群書類従 三百卅 よいちばの
里、くろ川、ふる川、をどろ川の関を 七巻 五十三 打左
いるりけさぶいく木とも山桜咲みちて心
も詞もあるべく待どだ志ばらく花のさげを
みて、

春ふかぶ花まもらせよふる川の世きとめだ
ともろともんとのかは、おなじ心をあるべよみ侍り
けり中ゆ、

とめだともろともんあふ音のみ空しみこ
ゆるふる川の深、

○

ふる川の関の並木の山桜花まちえなる風の
うちびぶ白川入道妻まおくれて待もて祝もて来侍ぶ孫をもてさまぐ礼
義をいるく待きかの入道歌道数寄のよし侍

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4
ガラス使用

へきく行りけるとぞいひつたはしけり。

立よりも一樹の陰の契とてちりかゝる花の枯もなつのゝ

按白川ニおの関とハ関おゐて奥州の入口なる名こき聞ゆれバさいつるく関ハ住吉玉津島の二所明そ大珙（スガリ）白川などの関ハ住吉玉津島の二所明神をまつりて今なを存り大珙（スガリ）ハ大社なり白川八道ハ結城修理大夫直朝が孫なりて結城上野入道道忠より五代の孫なるよし一系圖ニハ其城跡今の白川城より廿町ゟ

○宗長手記（群書類従 三百廿六 下巻四十三丁右）

一見愚状去年夏より彼館ニ此度泰昭白川関ニ移ぬ云々

○宗長東路の暑（群書類従 三百廿六 九巻廿二丁右）

らまし霞とそもゝ思ひつゝなん歌春をまつしは

ん廿秋をまとて永正六年文月十六日と定て

おもひ立ぬ云々又（廿二丁左）長尾弥九郎顕方の館ハ

ちうるといふおもはきぬ政定馬上あぶみうち

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4

ガラス使用

びきびき、
むきし地の底のこぎりいなの秋の風を
ばろら川の冥又廿八丁右うつの
吹如て、ぬれ〳〵日をまてど着つきぬあそる
あし〳〵の晴哥ゐ當ゐてぐらゐ作る生ほとゐから
ぐもき神鏡こ此四より白川の間(アヒダ)をづうゐ二
日路のなどなれば(ど)此ごろ那須と鉾植ける事出
まて合戦度とゐ及ぐうとをちん一向き人の好の
び絶て那須のしの寒いと高ぐゐけることなり常
陸境をめぐれば日数十五日ばうりまり

なんといゐ日比の雨も程ふしらさし出ぐくも
あぐだ降そひてきゐ川中川などいふ大河ども
洪水のごしりつぐまてあいつとをくゐたらそ
んも益(マヒ)ゐし草津(クサ)湯治おそくぐ成ぬぐし、さらば立
うつうりゐとさぐぐまるあ半(ムゲ)ゐ遺恨(ウラミ)ゐ
もおばえて、
うつもえてゐうまもときくし名のあこそ
ゐこまる志ら川の関、
○蒲生氏郷紀行 群書類従 三百廿九 右
十の年前関白おほいまうちぎみ入唐しなひ
天ゐ正しき二

佐らんそものしわふは日の本の武士のうち
○下世し佐らふ陸奥うちを立佐りけるみ白川
の関をこゆるとて
陸奥の都もおなし名どころの名川の関い
まそこえぬくそよみて出てけりけそ下野國よ
くさくさめ云こ
○和漢三才圖會六十五巻國部陸奥國条よ白川関在白河
郡城下地名雖稱川非川而山渓間也孝徳天皇朝
所立是諸國関之最初也云こに
○和歌名所追考百五巻陸奥白河郡部よ白川関云

こ此関ハ孝徳天皇御宇よ諸國よ関をそ定めし甚家上の所也いまし一つの関の沿とて今の関のうち南の方半里許よ畑と云在所此辺よあり其間一里餘古関とそ是をそ二所の関と云ふめり
○
ハ南の方いまし一つの名是をそ白川の関と云里今の関うち東よ往来通り廿町許りあり里中よ川流る関明神社二所共よありり九月十九日祭礼あり坂東堺明神宝壽山法光院真言奥州境明神和光
○
山法真寺天台云こ成就山満願寺本尊觀音聖武帝本願在関山二白川里三里在南東二此所昔ノ関

所也ト云々、

○東遊行囊抄十九巻ニ堺坂是ヲ関東奥州ノ堺坂ト云、坂ノ頂上ニ神社二宇アリ、関東明神西、奥明神東トテ東西ニアリ、此神イヅレノ神ト云フヲ不知、里俗ハ堺ノ明神トイフ云々、関山、観音、白川、城下ヨリ東西ニアリ、是ヲ白川ノ関ト云、但前堺坂ト、此山トニ関アリシ時ニ所関トハ云ヒナリ、古老ノ傳アリ云々、古歌ニ白川ノ関ト讀ミハ此所也云々、

○奥羽観迹聞老志十一巻白河郡部ニ関山明神、乃都々古和氣神社是也、往時関山ヨリ今ノ新宮ヘ東ヘ可二里、松杉欝ト峙ツ白河城外ニ驛口ニ云ト、白河関如今詳ニ関山之地理ヲ関門之左右則高山也、道路之通行則狹隘之地也云々、

○廣瀬典ノ白河古事考一巻ハ白河城東南旗宿村古関跡、其北ニ関山アリ、絶巓ニ滿願寺ト云寺アリ、百石除地有観音堂、聖武帝御祈願所ノ額ヲ掲ク、舊記ヲ失メ古事ヲ詳ニセズ、那須記ニ天正十五年十月佐竹義重奥州ヘ発向云々、伊達岩城心ヲ合テ討ントス、白川義親佐竹ヘ加勢云々、早

ク関嶽へ引セ玉ヘ彼地ハ嶮岨ナレバ敵軍山ヘ
登ラントスル處ヲ待請勝負ヲ決スベシト申ス
此義尤トテ関山ヘ引登ル云々那須ヘ加勢ヲ請
フ資晴軍勢ヲ催シ関山ヘ馳付義重ニ對面シテ
軍評定ス云々此関山ハ那須ノ境ニテ兵粮ハ那
須ヨリ運送セン此戦始終勝利有マジトテ奥勢
圍ヲ解テ帰陣トゾ聞ヘケル云々白川古傳記云
藤原清衡子基衡鎮守将軍トメ其頃乱國故ニ奥
州ヘ入口白河ニ関ヲスヱ野州ヲ押ヘ又棚倉（白河郡内）
大埧（マカリ）ニ関ヲスヱ常陸下總ヲ押ヘ両所ニ明神ヲ
祭リ関ノ明神ト崇メ奉ル是ヲ白河二所ノ関ト云々
又云田國雑記ニ白河二所ノ関ニ至ルトアルハ
足利ノ比喝ヘシ名ニヤ其頃ハハヤク関ハ廃シ
タラン二所トハ古傳記ニ言ノ如ク旗宿村大埧トヲ云
ニハ非ズ旗宿村ノ首尾ニ関門二ケ處ニ設テ行
旅ノ人ヲ改メ非常ヲ戒メ一重ノ関ニハアラズ
二重ニ嚴重ニ付シ故ニ二所ノ関トハ云シナル
ヘシ大埧ノ方ニモ僅ニ六七町ヲ隔テ上ノ関下
ノ関ト唱ル地アル也今ノ官道白坂ノ土人ハ旗
宿ノ古道ト白坂ノ官道トノ二所ノ関ナリト云

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

氏今ノ官道ニハ関アリシ事モ聞エズ遺趾ト思シキ地モナシ恐ラクハ非ナルベシ旗宿ノ関跡ハ土地ノ形勢モ此所ヲ緊ノ道ヲ避クベキ岐路モナシ其他ノ見付ニ関山横タハリ鳥翼ヲ打伸タルガ如ク蟠リ又義経ノ旗立櫻家隆卿メ二位殿杉義家朝臣ノ母衣掛楓等ノ古木生茂リ白河ノ流モ此地ヨリ出テ東流ス因テ老侯定信公諸臣ニ命ヲ考索メ此地ノ関趾タルコトヲ標メ碑ヲ立テ表ニハ古関蹟ノ三字ヲ大書シ裏ニハ左ノ文ヲ勒メ表出シ玉ヘリ白河関

蹟堙没不知其處所者久矣旗宿村西有叢祠地隆然而高所謂白河遺趾其下而為考之國史詠歌又徴地形老農之言此其為遺趾較然不疑也建碑以標

○

為爾寛政十二年八月一日白河城主従四下行左近衛權少將兼越中守源朝臣定信識文治五年結城氏白河郡ヲ賜テ城ヲ築テ奥州ノ咽喉ヲ控制スレバ此頃ヨリ関ハ廢シタルカ云ニ

○

與清曰白河関のみ物さびそるハ平兼盛ぞ

歌源重之の歌清少納言ぞ枕草子などを古とや

○

此世をも置き始ハいつの世よりぞん孝徳天皇

の頃代ぞなどいふも、和歌名所追考百五巻和漢三才圖會六十五巻證據ありて說なれば從ひがたし鎮守府將軍基衡ぞ立ちたるの說、白川事考故もなくもあらざれど、奥州の代の初までも廢せずして存りとあり、その古蹟は白河郡旗宿村にて、今の白河城下より二里許東南方關山滿願寺の麓なり二所の關とありふよしは、住吉玉津島の二所明神を勸請して關明神と稱するを大坱名古曾なども例ありてなべしなるの古き圖は一遍聖繪五巻なるべきものなり右白河關考所答於阿波少將君之問

也

第六須磨關

○菅家須磨記八丁右をもて證とせし後世の僞作なれば須磨の關ちかくつけてあらんこと按菅家須磨記はいと後世の僞作なれば須磨の關ちかくつけてあらんこと

○枕草子春曙抄六巻十一丁左關はとあるは逢坂の關なるべきを

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

○保元物語下巻（参考本四十四丁右）新院遷二幸讃岐一条ニハ
○須磨関ト申セバ行平中納言近流セラレテ藻塩
タレツヽト詠ジケン所ニコソト思召ス
按ニ今ハ須磨関とあるまで古今集（雑下）ハ田村
の帝時ノ事ゝもあるべし
ゑぬるよのくまの須磨といひ
ふるさとも待らけるかなの歌ハ
くまのゝ浦ハ須磨の浦ゝもしほたるてふ
らぶとあるつゝそんぬ
○源平盛衰記七巻（六丁右）盛親卿流罪の条ニハ彼ハ須
磨関屋ニテ行平中納言藻塩タレツヽト侘ニケ
ン叫浦ノ事ナラン云ヽ同卅二巻（十四丁左）福原管絃
講条ニ彼ハ須磨ノ関是ハ明石浦ナド申ラ聞給
フニ藻塩タレツヽ歎ケン普詰ノ跡マデモ思ヽ残
ス隙ゾナキ云ヽ同卅六巻（七丁右）忠度見ル二名所一
条ニハ薩摩守忠度モ源氏モ未ヽ寄ケレバ能隙ト覚
シテ摂津国ノ名ニシ負フ名所名所ヲ巡見給フ
云ヽ関ニハ須磨関云ヽ同卅七巻（十七丁左）則綱討二盛
俊一条ニハ能登守教経ハ室山水嶋淡路島高綱苑部
今木城所々ノ合戦ニ高名シ給ヘリト聞エシカ

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4
ガラス使用

共大勢傾立又レバ力及ザル事ニテ薄墨ト云馬
ニノリ須磨関屋ヲ指テ落夫ヨリ船ニノリ移リ
淡路岩屋ニ渡リ給ヲ云ニ
按盛衰記の文を考るに此地も関所あ
りしなるべきを古跡を指て須磨関所といひ
しもまぎらはしき
○増鏡第十六久米のさら山より帥門いでさせ給
ふる川をもとをしてすまの関もわたらせ給
うの行平の中納言関吹こゆるといひけん浦
うをも成べしあの辺ら
○氏の大ねのまく根をまがしあとのつまひきんう
ちうらなみいそもげる神あるかひる
とまくら歌のもよ
○今川貞世の道行振群書類従三百廿七巻廿七丁左
ぬおのさまいあなかちなる須磨と云所
はうらのふしふなけなるに山うらの竹のしお
のあまそのなげなるもあはれ
きのぬしなくばみえこそ彼もうの浜
○しおのさまおもひよそへられこそ関所
の名とばうりいつ比ぞあれたる板屋ぶ

みなくまいてもるくきる云と、

○名所方角抄 百廿一丁右 攝津國分ハ須磨の里ハ兵庫より一里あまり西之京より兵庫まで十八里之、そのほとりハ南濱辺ハ有之淡路ハ南ハ海上三里より源氏の住給しとて有ハ宿より南海ぎハまで須磨之、

○おあぎまろ有和之又須磨の関ハ今ハ播磨の内とハいへども須磨古歌ハ播磨の須磨とよめるのあまバ須磨の関ハ播磨の内と見えたり歌ハ書ル此名方

角抄ハ宗祇の作といへども後の人依託して作るものゝ、

○金葉集 冬部 源兼昌

あハぢしまかよふ千鳥のなくこゑに幾夜ねざめぬ須磨の関もり、

○千載 秋下 藤原俊成

山おろしよ浦ほ木葉を吹とぢよ嵐の山の秋の夕暮、

○新古今 同 旅部 中納言師俊

れまでの旅しも同
須磨の関屋の空も

きりまがひ須磨の関もの板庇月もれとてや
○まばら成らん又國信
袖の上も有明の月をやどからん人ましや袂の関屋
○まどろまざりせば又法眼兼覚
いつもおなじ空の月の行方の知やしらまし
○新古今集雑中 壬生忠見
秋風の関吹こゆる夜ごとに声打そふる須磨の浦風 又慈圓
須磨の蜑衣をとをみ夜な夜なの波のおとをや思ひ
よらで宿をかりけん
○新勅撰集秋上 慈圓
もし塩やく煙の空にうづもれぬまの関屋
○の秋の夕くれ同冬部 藤原信實
須まの浦も秋をそめぬ関もなし残る暮夜の
月や見るらん
○續後撰集恋中 左衛門督通成
秋の夜ふけまの関もる住うてに月や物思人
とづもらん
○續古今集秋上 前大納言忠良

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』 請求記号 835-4
ガラス使用

○いつかまた君はきませの関屋をも月のほかの浦
　風をとぶむらん　同　秋下　月花門院
　須磨の蜑のもしほの煙うすき方ぞ
○うぬ潟のあふ霧　同　旅部　行平
　旅人の袖涼しく成ぬ立ちつゝ方ぞ
　浦うぜ
○續拾遺集　秋下　為氏
　須まの浦や関屋の戸ぅけてたの波を月と吹ぃ
　れ秋のしほ風
○新後撰集　冬部　定家

まどろまぬ夜半の寝ざめもたのむ枕
おしぐさぞきく
○玉葉集　冬部　家隆
あさぢふのをのゝしのはらしのぶとも
きゝ見ゝ時雨ぞふりそふ　同　雑一　平宣時
秋深く成ぬる須まの浦風に寄る人やうきむな
らん
○續千載集　旅部　定家
雲のゐる須磨の関屋の板びさしあれ月を先
とめけり

○續後拾遺集（旅部）　定家

旅ねする袖のかたえもうすきまに

○暁のこゑ

○新千載集（秋上）　津守國道

心あらばまの関もおもはねどよひよひごとの秋

の月うけ（同旅）　法印宗昭

都思ふ涙まの関ぢの旅枕夢をだにとはぬ浦波

○

○

同（恋）　定家

ありそうみそめ思ひを涙まの関にもてくだけを

○

○新拾遺集（雑上）　源義詮

とけてぬる涙まの関ぢの旅枕夢をだにとはぬ浦波

○新後拾遺集（秋上）　俊成女

立ちもとまる関ぢも夕霧ふかき秋の

涙まの社秋風

○新續古今集（秋上）　前中納言為秀

志賀の関吹こゆる音いそぎして雲をぞおくる

○

○涙まの浦風

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4

ガラス使用

○堀川百首（下巻）関、歌よ、源国信、

波のよる音明の月を見よしや逢坂の関や

○はやどりさりせぞ又後頼、

いとどしくしく都恋しきさよ衣の裏もうらさび

住浦風、

○又前齋院肥後、

月のみの明石の浦を見るせばいかなる

関もとまらぬ

○按、右は拳たる如、須磨関をよめる歌いとなれど、

これら後の歌をとくと引出んにあるべからず、

れば、もらしつ、申す古きい、在原行平の旅くらい、たもと原しくもぞ鳴く千生忠見が、秋風の関吹こゆる云々この二首よ及ばず、古今六帖ニ大鷹狩の歌よ須磨の関秋萩しのぎ駒なづて鷹狩をぐみせぜやとの意とんとつゞめを載られど、万葉集十九巻卅七丁の伊波世野尓秋芽子之努藝馬並始鷹獵太尓不為哉将別といふる歌を誤ていまだるもなれバ取ざるし、

○與清曰、須磨関いつ置きていつの廢されんともはその時代をるべうらず、孝徳紀二年正月朝の条

国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4　　ガラス使用

改新之詔は凡畿内東は自名墾横河に来大和と伊賀の境なる
て名張郡横河あり南は自紀伊兄山に来此云制と
いふより大和と紀伊の境紀伊国那賀郡に属せり西は自赤石櫛淵に来
北は自近江狭々波合坂山に来為畿内國とそ
も紀伊の白鳥関近江の合坂関をとそ古くより
畿内の境外の國とある例を以ば播磨の櫛淵も
関を置られしより後のことなるべし然て
津国の須磨は引移されしより又此地津国播
磨相接しと櫛淵も須磨も隣里なるに後は櫛淵
の名のみ残て須磨とよび遂に津国の関
のやうにおもはれてうたがはし此淵延喜天暦の
比まで必ありしなるべし古歌のおもむきにても
もとられど源平の合戦の比はありしともおぼえ
ず古代のさまはあらたまりさるうつりかはりぬる事とはいひながらその跡さへさぶ
しき世とはいひながらその跡さへさぶ
しき世とはいひながらその跡さへさぶ
しき世

礼名者香一日母君乎忘而将
郡氏女郎贈越中守大伴宿称家持歌の中に須磨
比等乃海辺都称左良受夜久之保能可良吉恋乎
母安礼波須流香物をぞあるをはじめまして後々
の石見ハ挙尽べうす名義ハ狭場まて法と
須と通ひ尓波を略通して磨とりまる古言の名
こまつハ行方山行方海まて狭き場処要害まろ
しけきハ関をも設られたるもの古須磨関考所」
答於阿波少将君之問也

835
26
4

国立国会図書館　　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4

ガラス使用

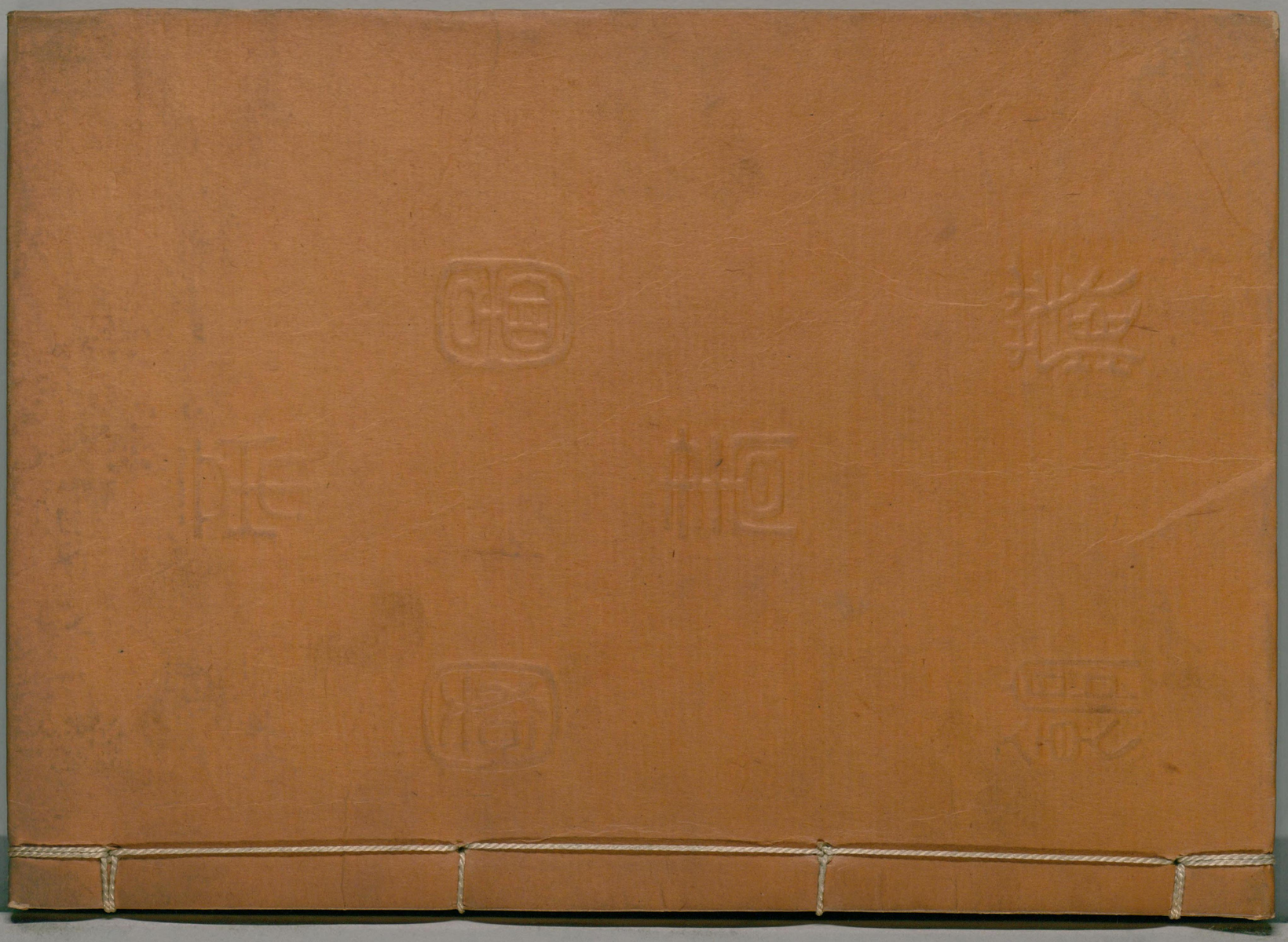

ガラス使用
国立国会図書館　タイトル『松屋外集』　請求記号 835-4